

IP通信網サービス契約約款（OCN） 共通編

実施 令和4年7月1日

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 約款の公表	4
第4条 用語の定義	4
第2章 IP通信網サービスの種類等	8
第5条 IP通信網サービスの種類	8
第6条 IP通信網サービスの品目等	8
第3章 IP通信網サービスの提供区間	8
第7条 IP通信網サービスの提供区間等	8
第4章 契約	8
第8条 IP通信網契約の単位	8
第9条 IP通信網契約申込みの方法	9
第10条 IP通信網契約申込みの承諾	9
第11条 最低利用期間	9
第12条 その他の契約内容の変更	9
第13条 IP通信網契約に基づく権利の譲渡	9
第14条 IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除	10
第15条 当社が行うIP通信網契約の解除	10
第16条 協定事業者の契約の解除等に伴うIP通信網契約の扱い	10
第17条 その他の提供条件	11
第5章 付加機能	11
第18条 付加機能の提供	11
第19条 付加機能の変更	11
第20条 付加機能の最低利用期間	11
第21条 付加機能の廃止	11
第6章 端末設備の提供等	11
第22条 端末設備の提供	11
第23条 端末設備の移転	11
第7章 回線相互接続	11
第24条 当社又は他社の電気通信回線の接続	11
第8章 利用中止等	12
第25条 利用中止	12
第26条 利用停止	12
第27条 接続休止	13
第9章 通信	13
第28条 通信利用の制限等	13
第29条 回線による制約	15
第10章 料金等	16
第1節 料金及び工事に関する費用	16
第30条 料金及び工事に関する費用	16
第2節 料金等の支払義務	16
第31条 利用料金等の支払義務	16
第32条 手続きに関する料金の支払義務	16

第33条	工事費の支払義務	16
第34条	設備費の支払義務	16
第3節	料金の計算方法等	16
第35条	料金の計算方法等	16
第4節	割増金及び延滞利息	16
第36条	割増金	16
第37条	延滞利息	17
第5節	債権の譲渡等	17
第38条	削除	17
第39条	債権の譲渡	17
第40条	削除	17
第11章	保守	17
第41条	I P通信網契約者の維持責任	17
第42条	I P通信網契約者の切分責任	17
第43条	修理又は復旧の順位	18
第12章	損害賠償	18
第44条	責任の制限	17
第45条	免責	19
第13章	雑則	19
第46条	承諾の限界	19
第47条	サービスの廃止	19
第48条	利用に係るI P通信網契約者の義務	20
第49条	契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等	20
第50条	技術的事項及び技術資料の閲覧	21
第51条	I P通信網契約者の氏名等の通知	21
第52条	協定事業者からの通知	21
第53条	サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知	21
第54条	法令に規定する事項	21
第55条	個人情報の取り扱い	22
第56条	本人特定事項の取扱い	22
第57条	閲覧	22
第58条	特約	22
第59条	不可抗力	22
第14章	附帯サービス	22
第60条	附帯サービス	22
別記		
1	I P通信網サービスの提供区間	23
2	特定協定事業者	23
3	V o I P協定事業者	23
4	I P通信網契約者の地位の承継	23
5	I P通信網契約者の氏名等の変更	23
6	I P通信網サービスにおける禁止事項	23
7	広告情報の提供に係る承諾	24
8	契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等	25
9	自営端末設備の接続	25
10	自営端末設備に異常がある場合等の検査	25
10の2	電気通信役務契約等状況報告等	26
11	自営電気通信設備の接続	26
12	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	26

13	当社の維持責任	26
14	個人情報の開示	26
14の2	本人特定事項の照会	27
15	支払証明書の発行	27
16	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	27
17	IP通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者 又は契約事業者の電気通信サービスの契約等	27
18	新聞社等の基準	27
附 則		28

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このIP通信網サービス契約約款（OCN）（以下「約款」といいます。）を定め、これによりIP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、IP通信網サービス契約約款（OCN）に附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

2 この約款は共通編及び別冊から成り立ちます。

3 当社がIP通信網サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてIP通信網契約者に通知するIP通信網サービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の約款の効力発生後、IP通信網契約者が特段の申出なくIP通信網サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他IP通信網契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、IP通信網契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

(約款の公表)

第3条 当社は、当社のWebサイト（https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html）において、この約款を公表します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）

4	I P 通信網サービス	I P 通信網を使用して行う電気通信サービスであって、別冊に定める第2種オープンコンピュータ通信網サービス、第1種ドットフォンサービス、第3種ドットフォンサービス及びOCNひかり電話サービス
5	I P 通信網サービス取扱所	(1) I P 通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により I P 通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6	I P 通信網契約	当社から I P 通信網サービスの提供を受けるための契約であって、別冊に定める第2種契約、第1種ドットフォン契約、第3種ドットフォン契約及びOCNひかり電話契約
7	I P 通信網契約者	当社と I P 通信網契約を締結している者であって、別冊に定める第2種契約者、第1種ドットフォン契約者、第3種ドットフォン契約者及びOCNひかり電話契約者
8	I P 通信網利用権	I P 通信網契約者が I P 通信網契約に基づいて I P 通信網サービスの提供を受ける権利
9	サービス接続点	I P 通信網と接続契約者回線との接続点
10	特定卸事業者	I P 通信網サービスを当社に事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務として提供する当社が別に定める電気通信事業者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信事業者とは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。
11	相互接続点	特定卸事業者と特定卸事業者以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
12	協定事業者	特定卸事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
13	特定協定事業者	協定事業者のうち、別記2に掲げる者
14	V o I P 協定事業者	協定事業者のうち、別記3に掲げる者
15	契約事業者	卸電気通信役務を特定卸事業者に提供する電気通信事業者
16	接続契約者回線	I P 通信網と相互に接続する特定卸事業者の電気通信回線（別記17の(1)に掲げる契約に基づいて設置されるものに限ります。）

17 他社接続契約者回線	相互接続点を介して I P 通信網と相互に接続する電気通信回線（別記17の(2)に掲げる契約に基づいて設置されるものに限ります。）であって、特定協定事業者がその別記17の(2)に掲げる契約を締結している者の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの
18 契約者回線	I P 通信網契約に基づいて I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備等（交換設備その他特定卸事業者が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）とその交換設備等のある I P 通信網サービス取扱所内の特定卸事業者が指定する場所との間に設置される電気通信回線（サービス接続点又は相互接続点との間に設置されるものを除きます。）
19 加入者回線	I P 通信網契約に基づいて I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備等と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
20 利用回線	別記17の(4)のアに掲げる契約に基づいて設置される特定協定事業者の電気通信設備（その契約に係る特定協定事業者の電気通信サービスを利用するために使用されるものを含みません。）
21 特定加入者回線	加入者回線であって、別記17の(3)に掲げる契約事業者の提供する卸電気通信サービスを使用するもの
22 接続契約者回線等	接続契約者回線又は他社接続契約者回線
23 加入者回線等	加入者回線又は接続契約者回線等
24 D S L回線	他社接続契約者回線又は特定加入者回線であって次に掲げる契約に基づいて設置されるもの (1) 別記17の(2)のイに掲げる契約 (2) 別記17の(3)のアに掲げる契約
25 光アクセス回線	他社接続契約者回線又は特定加入者回線であって次に掲げる契約に基づいて設置されるもの (1) 別記17の(2)のウに掲げる契約 (2) 別記17の(3)のイに掲げる契約
26 ダイヤルアップ回線	電気通信回線（利用回線、D S L回線及び光アクセス回線となるものを除きます。）であって、契約者識別符号又は利用者識別符号を利用して相互接続点を介して I P 通信網と相互に接続することができるもの
27 特定ダイヤルアップ回線	別記17の(4)のキに掲げる特定協定事業者の提供する電気通信サービスに係るダイヤルアップ回線
28 アクセスポイント	ダイヤルアップ回線から I P 通信網サービスを利用するために特定卸事業者が設置する電気通信設備
29 契約者回線等	契約者回線、加入者回線等、アクセスポイント、利用回線、相互接続点（他社接続契約者回線、アクセスポイント、利用

	<p>回線、DSL回線及び光アクセス回線に係るものを除きます。)、特定卸事業者が設置する電気通信設備と特定卸事業者が別に定める電気通信設備との接続点及びその他特定卸事業者が必要により設置する電気通信設備</p> <p>(注) 本欄に規定する特定卸事業者が別に定める電気通信設備は、NSPIXP等(WIDEプロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備及びそれに相当するものを含むもの)とします。以下同じとします。)</p>
30 契約者識別符号	IP通信網契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、IP通信網契約に基づいて当社がIP通信網契約者に割り当てるもの
31 移動無線装置	陸上(河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ及び無線送受信装置
32 回線収容部	接続契約者回線等を収容するために特定卸事業者が設置する電気通信設備
33 IP電話番号	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第6号に定める電気通信番号
34 ダイヤルアウト	ボイスモードに係る通信のうち、別冊に掲げる発信元から発信先に対して行うもの
35 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
36 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
37 自営端末設備	IP通信網契約者が設置する端末設備
38 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
39 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続の技術的条件(以下「技術的条件」といいます。)
40 回線終端装置	契約者回線又は加入者回線の終端の場所に当社が設置する装置(端末設備を除きます。)
41 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

42 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下「起算日」といいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
43 請求事業者	IP通信網サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。
44 特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者

第2章 IP通信網サービスの種類等

(IP通信網サービスの種類)

第5条 IP通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
オープンコンピュータ通信網サービス	ドットフォンサービス及びOCNひかり電話サービス以外のIP通信網サービス
ドットフォンサービス	データモード及びボイスモードの通信を行うことができるIP通信網サービス又はボイスモードの通信を行うことができるIP通信網サービス
OCNひかり電話サービス	通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信を行うIP通信網サービスであって、ドットフォンサービス以外のもの

(IP通信網サービスの品目等)

第6条 IP通信網サービスには、料金表に規定する種類、区別、区分、品目及び通信又は保守の態様による細目等があります。

第3章 IP通信網サービスの提供区間等

(IP通信網サービスの提供区間等)

第7条 当社のIP通信網サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

- 2 当社は、サービス接続点の所在場所等をIP通信網契約の申込みをする者及びIP通信網契約者に開示します。
- 3 サービス接続点の所在場所等については、当社の業務の遂行上の理由によりこれを変更することがあります。

第4章 契約

(IP通信網契約の単位)

第8条 IP通信網契約の単位は、別冊に定めるところによります。

(I P通信網契約申込みの方法)

第9条 I P通信網契約の申込みをする者は、別冊に掲げる事項について当社が指定する方法により I P通信網契約の申込みを行っていただきます。

(I P通信網契約申込みの承諾)

第10条 当社は、I P通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのI P通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) I P通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) I P通信網契約の申込みをした者が、I P通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) I P通信網契約の申込みをした者が、第26条(利用停止)第1項各号、第2項又は第4項の規定のいずれかに該当し、I P通信網サービスの利用を停止されている、又はI P通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) I P通信網契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) I P通信網契約の申込みをした者が、第48条(利用に係るI P通信網契約者の義務)の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) I P通信網契約の申込みをした者が、別記6(I P通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をするおそれがあると当社が判断したとき。
- (7) 捜査機関から特殊詐欺(不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいいます。以下同じとします。)等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請(捜査機関から契約事業者を経由した措置要請を含みます。以下同じとします。)を受けたとき。
- (8) 前7号に規定するほか、別冊の契約申込みの承諾に定める場合のいずれかに該当するとき。
- (9) その他当社がI P通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
(最低利用期間)

第11条 I P通信網サービスの最低利用期間は、別冊に定めるところによります。

(その他の契約内容の変更)

第12条 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、別冊に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条(I P通信網契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(I P通信網契約に基づく権利の譲渡)

第13条 I P通信網利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 I P通信網利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当社所定の方法により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の提出をもって代えることができます。

3 当社は、前項の規定によりI P通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) I P通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) I P通信網利用権を譲り受けようとする者が、I P通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) I P通信網利用権を譲り受けようとする者が、第26条(利用停止)第1項各号、第2項又は第4項の規定のいずれかに該当し、I P通信網サービスの利用を停止

されている、又は I P 通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

- (4) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
 - (5) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、第48条（利用に係る I P 通信網契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (6) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、別記6（I P 通信網サービスにおける禁止事項）に規定する行為をするおそれがあると当社が判断したとき。
 - (7) 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき。
 - (8) 前7号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。
 - (9) その他当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 I P 通信網利用権の譲渡があったときは、譲受人は、I P 通信網契約者の有していた一切の権利及び義務（第38条（債権の譲受）の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務及び第39条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者又は特定請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。

（I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除）

第14条 I P 通信網契約者は、I P 通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ I P 通信網サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

（当社が行う I P 通信網契約の解除）

第15条 当社は、第26条（利用停止）の規定により I P 通信網サービスの利用を停止された I P 通信網契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その I P 通信網契約を解除することがあります。

- 2 当社は、I P 通信網契約者が第26条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、I P 通信網サービスの利用停止をしないでその I P 通信網契約を解除することがあります。
- 3 前2項に規定するほか、I P 通信網契約者に提供した I P 通信網サービスについて、警察職員等の捜査機関より犯罪に利用されたもの又は特殊詐欺等の犯罪に利用されるおそれの高いものとして解除等の措置要請を受け、かつ、当社が当該犯罪の抑止に必要と判断した場合、当社は、その I P 通信網契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定により、その I P 通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ I P 通信網契約者にそのことを通知します。この場合において、第39条（債権の譲渡）に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。
- 5 前4項に規定するほか、別冊に別段の定めがある場合は、その I P 通信網契約を解除することがあります。

（協定事業者の契約の解除等に伴う I P 通信網契約の扱い）

第16条 当社は、I P 通信網契約者からその I P 通信網契約に係る他社接続契約者回線について、契約の解除等、その他社接続契約者回線との接続を中止（以下この条において「接続中止」といいます。）する旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その I P 通信網契約を解除します。

ただし、接続中止すると同時にそれに相当する契約者回線等との接続を開始した場合であって、その I P 通信網契約者から I P 通信網契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

- 2 前項に規定するほか、当社は別冊に別段の定めがある場合はその I P 通信網契約を解除することがあります。

(その他の提供条件)

第17条 I P通信網契約に関するその他の提供条件については、別記4、別記5及び別記7に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第18条 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、次の場合を除き、別冊に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したI P通信網契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求したI P通信網契約者が、本条第2項の規定により、その付加機能の利用を停止されている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求したI P通信網契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (4) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のI P通信網サービスに係る業務の遂行上支障があるとき。
- (5) 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき。

2 当社は、別冊料金表第1表に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

(付加機能の変更)

第19条 I P通信網契約者は、別冊に定めるところにより、付加機能の利用内容の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。

(付加機能の最低利用期間)

第20条 付加機能には、別冊の定めるところにより最低利用期間があります。

(付加機能の廃止)

第21条 当社は、付加機能の提供を受けているI P通信網契約者から廃止の申出があったときは、その付加機能を廃止します。

2 前項に規定するほか、当社は第26条(利用停止)第2項の規定に該当する場合又は別冊に別段の定めがある場合はその付加機能を廃止することがあります。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第22条 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、その契約者回線について、別冊に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第23条 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第24条 I P通信網契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線又は加入者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をI P通信網サービス取扱所に提

出させていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限される除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第25条 当社は、次の場合には、そのIP通信網サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第7条（IP通信網サービスの提供区間等）第3項の規定により、サービス接続点又は相互接続点の所在場所等を変更するとき。
- (3) 第28条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

- 2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの一部又は全部の利用を中止するときは、あらかじめそのことをIP通信網契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第26条 当社は、IP通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのIP通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったIP通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのIP通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務（接続契約者回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第39条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者又は特定請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者又は特定請求事業者を支払わないときとします。）。
- (2) 第48条（利用に係るIP通信網契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 契約者回線又は加入者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 契約者回線若しくは加入者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 前4号に規定するほか、この約款の規定に反する行為であって、IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

- 2 当社は、捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき捜査機関が定める期間、そのIP通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、当社は捜査機関に対し当該IP通信網契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。

なお、当社は、本項に基づく別冊に定める付加機能（番号追加機能に限りです。）に係る利用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なる電気通信番号をIP通信網契約者に付与することがあります。

3 当社は、前2項の規定によりIP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をIP通信網契約者に通知します。この場合において、第39条（債権の譲渡）に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4 当社は、当社と複数のIP通信網契約を締結しているIP通信網契約者が、そのいずれかの契約において利用に係るIP通信網契約者の義務規定に違反したときは、その全てのIP通信網契約に係るIP通信網サービスの利用を停止することがあります。この場合において、本項の利用停止については、第1項に準じて取り扱います。

5 IP通信網契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下本条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、そのIP通信網契約者の電子メールの転送を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があると当社が認めるときは、当社は、そのIP通信網契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

6 前5項に規定するほか、当社は別冊に別段の定めがある場合はそのIP通信網サービスの利用を停止することがあります。

（接続休止）

第27条 当社は、特定卸事業者の相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除、協定事業者又は契約事業者の電気通信事業の休止又は一部若しくは全部の廃止又は契約事業者との契約の解除により、当社のIP通信網契約者が当社のIP通信網サービスを全く利用できなくなったときは、そのIP通信網サービスについて接続休止（そのIP通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのIP通信網サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのIP通信網サービスについて、IP通信網契約者から契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、そのIP通信網契約者にそのことを通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、そのIP通信網契約者にそのことを通知します。

第9章 通信

（通信利用の制限等）

第28条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線又は加入者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名

気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記18の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 I P通信網契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信又は相手先から着信しないことがあります。
- (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
 - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
 - (3) 当社又は協定事業者の契約約款及び料金表の規定により、その通信（ダイヤルアウトに限ります。）の着信が制限される時。
 - (4) その通信（電子メールに係るものであって、不特定の I Pアドレスを用いて送受信するものに限ります。）が当社又は他の電気通信事業者の設置するメールサーバを経由して転送されないとき。
 - (5) その通信に係る発信元の I Pアドレスが正当なものであることを当社が確認できないとき。
 - (6) 利用者がダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続した場合において一定時間通信を行わないとき又はドットフォンサービスに係る通信が一定時間行われないとき。
- 3 当社は、特定の地域等との通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、その地域等との通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。
- 4 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、I P通信網契約者からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。
- 5 当社は、I P通信網契約者が当社に対してインターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際、マルウェア（コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称をいいます。）に感染すること等により、当該 I P通信網契約者がC&Cサーバ（外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータのことをいいます。）等とアクセスしようとする場合であって、そのアクセスを遮断するため、当該 I P通信網契約者のアクセス要求に係る名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行い、当該リストにあるドメイン情報等と一致するときは、当該名前解決要求に係る通信を遮断するものとします。この場合において、当社は、当該通信の遮断につき、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとし、I P通

信網契約の申込みをする者及び I P 通信網契約者は、当社が行う検知及び通信の遮断に係る内容及び目的等につき、あらかじめ同意（法令上の定めがあるときはその定めにより）するものとします。また、当社は、本項に規定する当社が行う検知及び通信の遮断の完全性を保証するものではありません。

- 6 I P 通信網契約者は、前項に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等につき、随時、他の条件を同一としたまま当該検知及び通信の遮断等を行わないよう設定変更できるものとし、当社は、当社の W e b サイト (<https://service.ocn.ne.jp/ocn-security/info/malware.html>) において、その設定変更の方法を公表します。
- 7 当社は、当社又は I P 通信網契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信（当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含みます。）により行われるものをいいます。以下同じとします。）の送信先となった場合に、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処を求めめるために、I P 通信網契約者から個別かつ明確に同意を得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において検知した通信（送信元 I P アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を当該電気通信事業者提供することを電気通信事業法に定める認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（以下この条において「認定協会」といいます。）に委託することがあります。
- 8 当社又は I P 通信網契約者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合に、認定協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、I P 通信網契約者から個別かつ明確に同意を得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において通信（送信元 I P アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を検知し、これを認定協会に提供することがあります。
- 9 当社は、当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を本条に定める内容の他不正アクセス行為から防御するため必要な場合、サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。
- 10 当社は、本条の規定による措置を実施する場合において、I P 通信網契約者の利用するサービスの完全性及び可用性を保証するものではありません。本条の規定による当社が行う検知及び通信の遮断、情報の提供等により、I P 通信網契約者の通信の利用に不利益が生ずる場合があることについて、I P 通信網契約者はあらかじめ同意するものとします。

（回線による制約）

第29条 I P 通信網契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等、ダイヤルアップ回線、利用回線、D S L 回線、光アクセス回線又はその他別冊に定める回線を使用することができない場合（当社が別に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、I P 通信網サービスを利用することができない場合があります。また、その場合において I P 通信網契約者がボイスモードを利用している場合、そのボイスモードの通話が切断される事があります。

（注）本条に規定する当社が別に定める理由は、D S L 回線に係る別記 2 の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する D S L 方式に起因する事象によるものとします。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第30条 当社が提供する I P 通信網サービスの料金は、別冊料金表第 1 表 (料金) に規定する利用料金、使用料及び手続きに関する料金とし、利用料金及び使用料は、当社が提供する I P 通信網サービスの態様に応じて適用します。

2 当社が提供する I P 通信網サービスの工事に関する費用は、工事費及び設備費とし、別冊料金表第 2 表 (工事に関する費用) に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(利用料金等の支払義務)

第31条 I P 通信網契約者は、その契約に基づいて当社が I P 通信網サービスを提供した期間について、当社が提供する I P 通信網サービスの態様に応じて別冊に定める利用料金及び使用料 (以下「利用料金等」といいます。) の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用中止等により I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金等の支払いは、別冊に定めるところによります。(手続きに関する料金の支払義務)

第32条 I P 通信網契約者は、I P 通信網サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別冊料金表第 1 表 (料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第33条 I P 通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、I P 通信網契約者は、別冊料金表第 2 表 (工事に関する費用) に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し (以下本条において「解除等」といいます。) があつた場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があつた場合は、前項の規定にかかわらず、I P 通信網契約者は、その工事に関して解除等があつたときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第34条 I P 通信網契約者は、特別な電気通信設備の新設を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別冊料金表第 2 表 (工事に関する費用) に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前に解除等があつた場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があつた場合は、前項の規定にかかわらず、I P 通信網契約者は、その工事に関して解除等があつたときまでに着手した工事 (解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。) の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第35条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、別冊料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第36条 I P 通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額としま

す。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第37条 I P通信網契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内(第39条(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者がその料金その他の債務に係る債権を特定請求事業者に譲渡する場合は15日以内とします。)に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務を受けているI P通信網契約について、I P通信網契約者がそのI P通信網契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、そのI P通信網契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

(注)本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第5節 債権の譲渡等

第38条 削除

(債権の譲渡)

第39条 I P通信網契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなったI P通信網サービスの料金その他の債務に係る債権(別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))に定める第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ8のコース2に係るものに限ります。)のうち、当社のI P通信サービス契約約款に基づき請求するものを除きます。)を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、I P通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、I P通信網契約者は、請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者からI P通信網契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものとして取扱うものとし、I P通信網契約者は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

第40条 削除

第11章 保守

(I P通信網契約者の維持責任)

第41条 I P通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(I P通信網契約者の切分責任)

第42条 I P通信網契約者は、I P通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、I P通信網契約者(契約者回線又は加入者回線に係る者に限ります。以下本条において同じとします。)から請求があったときは、当社は、I P通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果をI P通信網契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、I P通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、I P通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているI P通信網契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第43条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第28条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記18の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社又は特定協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線若しくは加入者回線を収容する交換設備等を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第44条 当社は、I P通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はV o I P協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのI P通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合（D S L回線の区間において当社が別に定める理由による場合

又はボイスモードの利用において、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。）より外国側の電気通信回線設備における障害である場合を除きます。）を含みます。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのIP通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者又はV o I P協定事業者が特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の規定にかかわらず、別冊に損害賠償の取扱いについて別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりIP通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

(免責)

第45条 当社は、IP通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、IP通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下本条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（IP通信網サービス取扱所に設置する交換設備等の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

- 3 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第46条 当社は、IP通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
(サービスの廃止)

第47条 当社は、技術仕様の変更等によりIP通信網サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定によるIP通信網サービスの全部又は一部の廃止があったときは、そのIP通信網サービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、IP通信網サービスの全部又は一部の廃止に伴い、IP通信網契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第1項の規定によりIP通信網サービスを廃止するときは、そのことを

相当な期間において、あらかじめ I P 通信網契約者に通知します。

(利用に係る I P 通信網契約者の義務)

第48条 I P 通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が I P 通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社が I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと

(6) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で I P 通信網サービスを利用しないこと。

また、別記 6 (I P 通信網サービスにおける禁止事項) に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

(7) I P 通信網契約者 (当社が電気通信番号を付与するサービスに係る者に限りま
す。以下、本号において同じとします。) がその契約に係る電気通信役務を自らの
電気通信事業の用に供する場合、電気通信番号計画 (令和元年総務省告示第 6
号) の定めに基づき、I P 通信網契約者は、その電気通信役務を自らの電気通信
事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとし
ていることについて当社に申告するとともに、認定電気通信番号使用計画に従い、
認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。

2 当社は、I P 通信網契約者が前項の規定に違反する行為を行ったと判断したときは、I P 通信網契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。

3 I P 通信網契約者は、第 1 項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

4 I P 通信網契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号及び暗証符号 (以下、「契約者識別符号等」とします。) を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。

5 I P 通信網契約者が前項の規定に反し、I P 通信網サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は契約者識別符号等の変更その他必要な措置をとる場合があります。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を I P 通信網契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

7 前 6 項に規定するほか、別冊に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等)

第49条 契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等については、別記 8 に定めるところによります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第50条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、I P通信網サービスにおける基本的な技術的事項及びI P通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

ただし、次に掲げるものはこの限りではありません。

(1) 別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))に定めるもの

(I P通信網契約者の氏名の通知等)

第51条 I P通信網契約者は、協定事業者から当社に請求があったときは、当社がI P通信網契約者(その協定事業者とI P通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名又は住所をその協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 I P通信網契約者は、当社が第39条(債権の譲渡)第1項の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのI P通信網契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報及び第26条(利用停止)の規定に基づきそのI P通信網サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に提供することにつき同意していただきます。

3 請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合、請求事業者に提供された前項の情報は、特定請求事業者にも提供されるものとし、I P通信網契約者は、当社又は請求事業者による特定請求事業者への情報の提供につき同意していただきます。

4 I P通信網サービスに係る債権が請求事業者から特定請求事業者に再譲渡された場合、I P通信網契約者は、その債権に関して料金が支払われた等の情報が請求事業者に提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が特定請求事業者に代わってI P通信網契約者から取得したものとして取り扱われます。

5 前項に規定する債権の再譲渡の有無にかかわらず、第39条第1項の規定に基づく債権譲渡がなされた場合、その債権に関して料金が支払われた等の情報は、当社にも提供されることにつきI P通信網契約者は同意するものとします。この同意は、当社が請求事業者に代わってI P通信網契約者から取得したものとして取り扱われます。

6 前5項に規定するほか、別冊に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(協定事業者からの通知)

第52条 I P通信網契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要なI P通信網契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知)

第53条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知等に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のI Pアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続するI P通信網契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

(法令に規定する事項)

第54条 I P通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記9から別記13に定めるところによります。

(個人情報の取り扱い)

第55条 当社は、I P通信網サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記14及び当社のプライバシーポリシー (<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>) に定めるところによります。

(本人特定事項の取扱い)

第56条 当社は、I P通信網サービスの提供にあたり、当社が取得する本人特定事項(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年4月15日法律第31号)に定めるものをいいます。以下同じとします。)の取扱いについては、別記14の2に定めるところによります。

(閲覧)

第57条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(特約)

第58条 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

(不可抗力)

第59条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置によりI P通信網契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第60条 I P通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記又は別冊に定めるところによります。

別記

1 IP通信網サービスの提供区間

当社のIP通信網サービスは、次に掲げる区間において提供します。

- (1) 加入者回線（別冊に規定するモバイルアクセスを含みます。以下1において同じとします。）の終端相互間
- (2) 加入者回線の終端と相互接続点との間
- (3) 加入者回線の終端とサービスインタワークポイント（IP通信網と特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網の接続点をいいます。以下同じとします。）との間
- (4) 加入者回線と外国との間
- (5) 相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）
- (6) 相互接続点とサービスインタワークポイントとの間
- (7) 相互接続点と外国との間

2 特定協定事業者等

特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款別記2に掲げるものと同じ

3 VoIP協定事業者

特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款別記3に掲げるものと同じ

4 IP通信網契約者の地位の承継

- (1) 第13条（IP通信網契約に基づく権利の譲渡）に規定するほか、相続又は法人の合併若しくは分割によりIP通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（その接続契約者回線等に係る者と同一の者としてします。ただし、アクセス回線共用を行う場合であって、その接続共用回線等について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者が2以上となるときは、その中の1人としてします。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

5 IP通信網契約者の氏名等の変更

- (1) IP通信網契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他IP通信網契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかにIP通信網サービス取扱所に届け出て頂きます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 前項に規定する変更の届出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

6 IP通信網サービスにおける禁止事項

IP通信網契約者はIP通信網サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺又は業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、

又は掲載する行為

- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (8) I P通信網サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (9) 他人になりすまして I P通信網サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (11) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (12) 他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (13) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (15) あらかじめ当社の承諾無く、I P通信網サービスを不特定の第三者に利用させる行為（事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務として当社から提供を受ける場合を除きます。）
- (16) ボイスモードの利用において、故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
- (17) ボイスモードの利用において、当社以外の者が提供するV o I Pサービスへ転送を行う等、品質を保持できないような形態により利用する行為
- (18) ボイスモードの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- (19) ボイスモードの利用において、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為
- (20) ボイスモードの利用において、双方に発信の意思がない通信を発生させる行為
- (21) ID、パスワード、その他個人若しくは法人に属する情報をWebサイト若しくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人若しくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (22) ふくそうを発生させることにより I P通信網サービスを利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える、又は与えるおそれのある様態において通信を行う行為（この場合において、当社がその行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、その通信を行う回線を検知し、その回線の通信速度を制限します。）
- (23) 当社の推奨しないボイスハードウェア等を使用し、又はボイスハードウェア等が変更された場合においてその使用するボイスハードウェア等を速やかに変更せず継続して使用する行為
- (24) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断する行為
- (25) 前各号に明示されたもののほか、法令（主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインを含みます。）に反する行為又は前各号に類する行為

7 広告情報の提供に係る承諾

I P通信網契約者は、当社が当社又は当社の提携先等第三者の提供する商品・サービス等に関する情報提供（広告・宣伝を含みます。）を行うために電子メール等を

送付することに、承諾していただきます。なお、I P通信網契約者は、当社に申し出ることにより、この電子メール等の送付を中止、又は再開することができます。

8 契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等

(1) 契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線又は加入者回線を設置するために必要な場所は、そのI P通信網契約者（契約者回線又は加入者回線に係る者に限ります。以下8において同じとします。）から提供していただきます。

ただし、I P通信網契約者からの要請があったときは、I P通信網契約者の費用負担において、I P通信網契約者と当社が合意するところにより、当社が契約者回線の設置場所を提供することがあります。

(2) 当社がI P通信網契約に基づき設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、I P通信網契約者から提供していただくことがあります。

(3) I P通信網契約者は、契約者回線又は加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

9 自営端末設備の接続

(1) I P通信網契約者（契約者回線又は加入者回線に係る者に限ります。以下12まで同じとします。）は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」をいいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号または14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) (3)の検査を行う場合であって、自営端末設備の設置場所に立ち入るときは、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) I P通信網契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) I P通信網契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) I P通信網契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

10 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、I P 通信網契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、I P 通信網契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合であって、自営端末設備の設置場所に立ち入るときは、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、I P 通信網契約者は、その自営端末設備を契約者回線又は加入者回線から取りはずしていただきます。

10の2 電気通信役務契約等状況報告等

当社は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）に基づき、I P 通信網契約者（MVNOである者に限ります。）の名称等を総務大臣に報告するものとします。

11 自営電気通信設備の接続

- (1) I P 通信網契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合であって、自営電気通信設備の設置場所に立ち入るときは、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) I P 通信網契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) I P 通信網契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) I P 通信網契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

12 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記10（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

13 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

14 個人情報の開示

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、I P 通信網契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) I P 通信網契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が

存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社の Web サイト (https://www.nttr.co.jp/personal_data_policy/) に定める手数料の支払いを要します。

14の2 本人特定事項の照会

当社は、第10条（IP通信網契約申込みの承諾）に定めるIP通信網契約申込みの承諾、第13条（IP通信網契約に基づく権利の譲渡）に定めるIP通信網利用権の譲渡の承認及び第48条（利用に係るIP通信網契約者の義務）に係る事実の確認を行うにあたっては、本人確認の用に供するために受領した本人特定事項に関する身分証明書等について、発行元の機関に対して照会（警察職員等の捜査機関を介する場合を含みます。）を行うなど、当社が必要と考える措置を講じる場合があります。

15 支払証明書の発行

IP通信網契約者が支払証明書の発行を希望する場合は、請求事業者又は契約事業者に請求することとし、その取扱いは請求事業者又は契約事業者の定めるところによります。

16 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、IP通信網サービスに係る契約の申込みをする者又はIP通信網契約者から要請があったときは、協定事業者（別記2の(1)、(2)及び(7)に掲げる協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

17 IP通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款別記17に掲げるものと同じ

18 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

附 則（令和4年6月15日レパN第205号）
（実施期日）

- 1 この約款は、令和4年7月1日から実施します。
（吸収分割に伴う取り扱いについて）
- 2 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」といいます。）が次の表の左欄の約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された左欄の契約規定は、この約款実施の日において、次の表の右欄の約款（以下「新約款」といいます。）の契約の規定によるものとします。

旧約款	I P 通信網サービス契約約款	新約款	I P 通信網サービス契約約款
	第2種契約		第2種契約
	第1種ドットフォン契約		第1種ドットフォン契約
	第3種ドットフォン契約		第3種ドットフォン契約
	NTT Com ひかり電話契約		OCN ひかり電話契約

- 3 旧約款によりNTTコムが締結した契約に係る次に掲げる事項（附則別表に係るものを含みます。）については、当社に承継されたこの附則2の表の右欄の約款に基づく契約において、なお従前のおりとします。
 - (1) 品目及び通信又は保守の態様による細目等
 - (2) 期間（最低利用期間を含みます。）に係る起算日
 - (3) 付加機能
 - (4) 付帯サービス
 - (5) その他旧約款に基づくサービス提供条件
- 4 旧約款の規定によりNTTコムに預け入れ、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された前受金については、この約款実施の日において、当社が新約款に基づいて取り扱います。
- 5 この約款実施前に、NTTコムに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、新約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

附 則（令和4年6月29日 レパN第307号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1（プラン7に係るものを除きます）、コース2又はコース3に係る者に限ります。）の定期利用（以下「旧2年割」といい、改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）に関する料金その他の提供条件については、次に掲げるとおりとします。
 - (1) 定期利用期間
定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から「旧2年割」の申出があった場合は、「旧2年割」の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。
 - (2) 減額の適用
定期利用期間における基本額については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第1表1-2-2（定額利用料）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区 分	定額利用料の減額 (月額)
タイプ3のコース1のメニュー1のプラン1、プラン3又はプラン5	100円 (110円)
タイプ3のコース2のメニュー1のプラン1又はプラン3	
タイプ3のコース3のメニュー1のプラン1又はプラン3	
タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2、プラン4又はプラン6	50円 (55円)
タイプ3のコース2のメニュー1のプラン2又はプラン4	
タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2又はプラン4	

(3) 違約金

第2種契約者は、本項(1)の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に「旧2年割」の解除、「旧2年割」に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として同表に規定する金額を支払っていただきます。

- ア 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））第17条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったとき
- イ 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて「旧2年割」を継続したとき
- ウ 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8に係るものに限ります。）への細目又は区分等の変更をしたとき
- エ 違約金を請求しないと当社が判断したとき

区 分	違約金
タイプ3のコース1のメニュー1のプラン1、プラン3又はプラン5	2,400円 (不課税)
タイプ3のコース2のメニュー1のプラン1又はプラン3	
タイプ3のコース3のメニュー1のプラン1又はプラン3	
タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2、プラン4又はプラン6	1,200円 (不課税)
タイプ3のコース2のメニュー1のプラン2又はプラン4	
タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2又はプラン4	

(4) 定期利用期間起算日の引き継ぎ

「旧2年割」の適用を受ける第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて「旧2年割」を継続した場合の定期利用期間は、現在の定期利用期間の起算を引き継ぎます。

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1又はコース3に係る者に限りません。）の定期利用（以下「旧2年自動更新型割引」といい、改正前の規定により契約

の申込みの承諾を受けているものを含みます。)に関する料金その他の提供条件については、次に掲げるとおりとします。

(1) 定期利用期間

定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から「旧2年自動更新型割引」の申出があった場合は、「旧2年自動更新型割引」の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。

(2) 減額の適用

定期利用期間における基本額については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第1表1-2-2（定額利用料）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額 (月額)
タイプ8のコース1又はコース3	1,100円(1,210円)

(3) 違約金

第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に「旧2年自動更新型割引」の解除、「旧2年自動更新型割引」に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として11,000円（不課税）を支払っていただきます。

ア 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））第17条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったとき

イ 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8に係るものに限ります。）の細目又は区分等の変更と併せて「旧2年自動更新型割引」を継続したとき

ウ 違約金を請求しないと当社が判断したとき

(4) 定期利用期間起算日の引き継ぎ

「旧2年自動更新型割引」の適用を受ける第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて「旧2年自動更新型割引」を継続した場合の定期利用期間は、現在の定期利用期間の起算を引き継ぎます。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年7月14日 レパN第352号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年7月15日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、令和4年7月15日から令和5年1月31日までの間に、第2種契約者（タイプ2に係る者に限ります）からの2年の定期利用の申込みを伴うタイプ3のコース1のメニュー1（プラン7に係るものを除きます。）に係る第2種契約の細目又は区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法に限ります。）を当社が承諾し、令和5年5月31日までにその利用が開始された場合は、タイプ3のコース1のメニュー1の提供を開始した日を含む料金月を1料金月として2料金月から24料金月まで、別冊（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュ

ータ通信網サービスに限ります。以下この付則において同じとします。)) 料金表第1表第1(利用料金)1-2-2(定額利用料)に規定する料金額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	料金額の減額(月額)
(ア) タイプ3のコース1のメニュー1のプラン1、プラン3、プラン5	600円(660円)
(イ) タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2、プラン4、プラン6	400円(440円)
備考 1 当社は、減額適用期間内に(ア)と(イ)の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。	

(注) この付則に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト(<https://service.ocn.ne.jp/signup/internet/hikari/unbundle.html>)において掲示することとします。

3 当社は、令和4年7月15日から令和5年1月31日までの間に、第2種契約者(タイプ2に係る者に限ります)からの光アクセス回線の新設及び2年の定期利用の申込みを伴うタイプ8のコース1(プラン25又はプラン26に係るものを除きます。)に係る第2種契約の細目又は区分の変更の請求(当社が指定する申込み方法に限ります。)を当社が承諾し、令和5年5月31日までにその利用が開始された場合は、次に掲げる通り適用します。

(1) タイプ8コース1の提供を開始した日を含む料金月を1料金月として2料金月から24料金月まで、別冊(第2種オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この付則において同じとします。))料金表第1表第1(利用料金)1-2-2(定額利用料)に規定する料金額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	料金額の減額(月額)	
	2~12料金月	13~24料金月
(ア) タイプ8のコース1のプラン1~3及びプラン13~15	2,000円(2,200円)	1,000円(1,100円)
(イ) タイプ8のコース1のプラン4~12及びプラン16~24	1,000円(1,100円)	500円(550円)
備考 1 当社は、減額適用期間内に(ア)と(イ)の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。		

(2) 料金表第1表(料金)第2(手続きに関する料金)の2(手数料)の新規契約料を適用しません。

(3) 料金表第2表(工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。)))の2-2(第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限ります。))の提供の開始に関する工事費)の2-2-1(新規開通工事費)に規定する工事費を適用しません。

(注) この付則に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト(<https://service.ocn.ne.jp/signup/internet/hikari/ocnhikari.html>)において掲示することとします。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和4年8月26日 レパN第580号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年9月9日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、令和4年9月9日から令和4年11月30日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法であって、タイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更又はタイプ2からの光アクセス回線の新設の申込を伴うタイプ8のコース1に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求の場合を除きます。）と同時に2年の定期利用の申込みを当社が承諾し、令和5年2月28日までにその利用が開始された場合は、次に掲げる通り適用します。

(1) タイプ8コース1の提供を開始した日を含む料金を1料金月として2料金月から5料金月まで、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額（2～5料金月）
(ア) タイプ8のコース1のプラン1～3及びプラン13～15	5,100円（5,610円）
(イ) タイプ8のコース1のプラン4～12及びプラン16～24	3,600円（3,960円）
備考	
1 当社は、減額適用期間内に（ア）と（イ）の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。	

(2) 光アクセス回線の新規開通工事を伴う申込み場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））の2-2（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限ります。）の提供の開始に関する工事費）の2-2-1（新規開通工事費）に規定する工事費を適用しません。

（注）本項に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト（<https://service.ocn.ne.jp/signup/internet/hikari/ocnhikari.html>）において掲示することとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年8月19日 レパN第519号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年8月22日 レパN第528号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和4年12月19日 レバN第1100号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年12月21日から実施します。
(経過措置)
- 2 当社は、令和4年12月21日から令和5年3月31日までの間に、当社が別に定める申込み条件にて、タイプ8のコース1 (プラン25又はプラン26に係るものを除きます。以下本項において同じとします。)に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求 (タイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更を除きます。)と同時に、別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下本項において同じとします。)) 料金表第1表第1 (利用料金) (21) 複数回線複合割引の適用に規定する割引の申込みを当社が承諾し、申込みから3か月後の月末までにタイプ8のコース1の提供を開始した場合は、次に掲げる通り適用します。
(1) タイプ8のコース1の提供を開始した日を含む料金を1料金月として2料金月から7料金月まで、別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下本項において同じとします。)) 料金表第1表第1 (利用料金) 1-2-2 (定額利用料) に規定する基本額から同表に規定する額を適用して減額します。

区分	基本額の減額 (2～7料金月)
(ア) タイプ8のコース1のプラン1～3及びプラン13～15	5,100円 (5,610円)
(イ) タイプ8のコース1のプラン4～12及びプラン16～24	3,600円 (3,960円)
備考	
1 当社は、減額適用期間内に (ア) と (イ) の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。	

- (2) 料金表第1表第2 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金 (新規契約料、転用契約料、事業者変更契約料に係るものに限ります。) を適用しません。
 - (3) 光アクセス回線の新規開通工事を伴う申込みの場合は、別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下本項において同じとします。)) 料金表第2表 (工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))) の2-2 (第2種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限ります。)) の提供の開始に関する工事費) の2-2-1 (新規開通工事費) に規定する工事費を適用しません。
- (注) 本項に規定する別に定める申込み条件とは次に掲げるものとします。

・当社のWebサイト (<https://service.ocn.ne.jp/signup/internet/hikari/ocnhikari.html>) に掲示する申込み方法であること。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和4年12月22日 レパN第1115号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和5年1月26日 レパN第1302号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年2月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 当社は、令和5年2月1日から令和5年5月8日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法であって、タイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更の請求の場合を除きます。）の申込みを当社が承諾し、令和5年8月31日までにその利用が開始された場合は、次に掲げる通り適用します。

（1）料金表第1表第2（手続きに関する料金）に規定する新規契約料、転用契約料又は事業者変更契約料を適用しません。

（2）タイプ8のコース1の提供を開始した日を含む料金を1料金月として2料金月から6料金月まで、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分		基本額の減額（2～6料金月）
別冊料金表第1表（利用料金）1-1（適用）の（19）定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用のエ欄に規定する「新2年自動更新型割引」の適用を受ける場合	（ア）タイプ8のコース1のプラン1～3及びプラン13～15	5,100円（5,610円）
	（イ）タイプ8のコース1のプラン4～12及びプラン16～24	3,600円（3,960円）
別冊料金表第1表（利用料金）1-1（適用）の（19）定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用のエ欄に規定する「新2年自動更新型割引」の適用を受けない場合	（ウ）タイプ8のコース1のプラン1～3及びプラン13～15	6,200円（6,820円）
	（エ）タイプ8のコース1のプラン4～12及びプラン16～24	4,700円（5,170円）
備考		

1 当社は、減額適用期間内に（ア）と（イ）又は（ウ）と（エ）の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。

(3) 光アクセス回線の新規開通工事を伴う申込みの場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））の2-2（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限ります。）の提供の開始に関する工事費）の2-2-1（新規開通工事費）に規定する工事費を適用しません。

（注）本項に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト（<https://service.ocn.ne.jp/signup/internet/hikari/ocnhikari.html>）において掲示することとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和5年2月20日 レパN第1481号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年2月22日から実施します。

附 則（令和5年2月27日 レパN第1535号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年3月1日から実施します。

附 則（令和5年2月13日 レパN第1421号）

（実施期日）

1 IP通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます。））の第18条（当社が行う第2種契約の解除）5項に係る改正規定は、令和5年3月16日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和5年3月29日 レパN第1836号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、令和5年4月1日以降、この約款の規定にかかわらず、タイプ3のコース1のメニュー1のプラン5及びプラン6、タイプ8のコース1のプラン25及びプラン26、並びにタイプ3のコース1のメニュー2のプラン5の申込みを承諾しません。

3 当社は、令和7年3月31日をもってタイプ3のコース1のメニュー1のプラン5及びプラン6並びにタイプ8のコース1のプラン25及びプラン26の提供を廃止し、令和6年3月31日をもってタイプ3のコース1のメニュー2のプラン5の提供を廃止します。

4 前項に定めるサービス（以下この附則において「本サービス」といいます。）の提供廃止前に提供された本サービスの支払いおよびその他の提供条件は、なお従前の

とおりとします。

- 5 本サービスの提供廃止前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則（令和5年2月13日 レパN第1421号）

（実施期日）

- 1 IP通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます。）の料金表通則17（高額利用割引）に係る改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則（令和5年2月24日 レパN第1508号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則（令和5年2月27日 レパN第1515号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則（令和5年2月27日 レパN第1535号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則（令和5年3月28日 レパN第1818号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前のおとりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の

取扱いについては、なお従前のおりとしします。

- 4 料金表第2表1適用(8)キ項の規定は、この改正規定実施後にOCN ひかり電話契約者から請求された契約者回線番号の変更について適用します。

附 則 (令和5年5月24日 レパN第009600000488-01号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。

附 則 (令和5年6月14日 レパN第009600000719-01号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年6月27日から実施します。

(経過措置)

- 2 当社は、令和5年6月27日以降、共通編第10条、共通編第12条、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限りません。)) (以下この附則において「別冊」といいます。) 第9条及び第13条の規定にかかわらず、第2種契約(タイプ6-3に限りません。)の申込み及び細目又は区分の変更(ただし、タイプ6-3のコース1のメニュー1のプラン1からタイプ6-3のコース1のメニュー1のプラン3への細目又は区分の変更、並びにプラン1での区分の変更及びプラン3での区分の変更を除く)の請求を承諾しません。

- 3 当社は、令和5年6月27日以降、別冊別記3(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与)に関わらず、第2種契約者(タイプ6-3に限りません。)からの別冊別記3(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与)に係る契約者カードの追加貸与の請求を承諾しません。なお、当社が別に定める事由の場合はこの限りではありません。

- 4 当社は、令和5年6月27日以降、共通編第10条、第12条、別冊第9条及び第13条に関わらず、第2種契約(タイプ1のプラン8およびタイプ6-2に係るものに限りません。)の申込み及び細目又は区分の変更の請求を承諾しません。

- 5 当社は、令和5年6月27日以降、共通編第10条および別冊(ドットフォンサービス)第19条に関わらず、第3種ドットフォン契約の申込みを承諾しません。

附 則 (令和5年5月25日 レパN第009600000499-01号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 当社は、令和5年7月1日以降、第1種ドットフォンサービス(タイプ1で当社と第2種契約を締結していないものに限りません。以下この附則において同じとします。)の新規受付を停止し、共通編第10条および別冊(ドットフォンサービス)第8条にかかわらず、申込みがあっても承諾いたしません。

また、当社は、令和6年2月29日をもって第1種ドットフォンサービスの提供を廃止します。

- 3 第1種ドットフォンサービスの提供廃止前に提供された第1種ドットフォンサービスのご利用料金の料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 4 第1種ドットフォンサービスの提供廃止前にその事由が生じた第1種ドットフォンサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (令和5年6月6日 レパN第009600000655-01号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は令和5年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(発信者電話番号表示機能等に係る工事費に関する特例)

3 当社は、この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの期間において、契約者（その契約者又は契約者回線の終端のある建物内において居住する者が満70歳以上である場合に限ります。）からの発信者電話番号表示機能の基本機能又はその追加機能（発信者電話番号通知リクエスト機能）に係る申込みを承諾した場合であって、当社が定める期日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、料金表第2表工事費（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））2工事費の額に規定する発信者電話番号表示機能の基本機能又はその追加機能に係る基本工事費及び交換機工事費の支払いを要しません。ただし、同一のOCN ひかり電話契約において発信者電話番号表示機能の基本機能又はその追加機能の廃止と申込みを繰り返し行う場合にはこの限りではありません。

4 前項の場合において、当社は、その届出のあった事実を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(注) 第3項に規定する当社が別に定める日は、当社が発信者電話番号表示機能等に係る工事費に関する特例を終了する日の7日前までに、当社のWebサイトにおいて掲示することとしします。

附 則（令和5年6月8日 レパN第009600000666-01号）

(実施期日)

この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

附 則（令和5年6月15日 レパN第009600000741-01号）

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

(吸収合併に伴う取り扱いについて)

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の約款（以下「新約款」といいます。）の契約の規定によるものとします。

旧約款	新約款
I P通信網サービス契約約款 第2種契約 第1種ドットフォン契約 第3種ドットフォン契約 OCNひかり電話契約	I P通信網サービス契約約款（OCN） 第2種契約 第1種ドットフォン契約 第3種ドットフォン契約 OCNひかり電話契約

3 旧約款によりレゾナントが締結した契約に係る次に掲げる事項（附則別表に係るものを含みます。）については、当社に承継されたこの附則2の表の右欄の約款に基づく契約において、なお従前のおりとしします。

- (1) 品目及び通信又は保守の態様による細目等
- (2) 期間（最低利用期間を含みます。）に係る起算日
- (3) 付加機能
- (4) 附帯サービス
- (5) その他旧約款に基づくサービス提供条件

4 旧約款の規定によりレゾナントに預け入れ、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された前受金については、この改正規定実施の日において、当社が

新約款に基づいて取り扱います。

5 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、新約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

附 則（令和5年6月16日 レパN第009600000752-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

附 則（令和5年6月16日 レパN第009600000752-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、令和5年7月1日以降、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1に限ります。）の新規受付（光アクセス回線の新規、転用、又は事業者変更（入）を含みます。）を停止し、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第1表 第1 1-1（適用）の(4)欄アの備考2又は3、若しくは「OCN 光 with フレッツ」利用規約料金表第1表(1)の備考3の規定にかかわらず、申込みがあっても承諾しません。

3 当社は、令和5年7月1日以降、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース2のプラン1に限ります。）の新規受付を停止し、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第1表 第1 1-1（適用）の(4)欄アの備考2又は3、若しくは「OCN 光 with フレッツ」利用規約料金表第1表(1)の備考3の規定にかかわらず、申込みがあっても承諾しません。

4 当社は、令和5年7月1日以降、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース3に限ります。）の新規受付（光アクセス回線の新規、転用を含みます。）を停止し、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））第10条（光アクセス回線の事業者変更申込みの承諾）7項2号、料金表第1表 第1 1-1（適用）の(4)欄アの備考2又は3、若しくは「OCN 光 with フレッツ」利用規約料金表第1表(1)の備考3の規定にかかわらず、申込みがあっても承諾しません。

5 令和5年6月30日までに利用された附則2～4に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスのご利用料金の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた附則2～4に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年6月15日 レパN第009600000744-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、令和5年8月1日以降、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ2に限ります。以下附則において同じとします。）の新規受付を停止し、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）の規定にかかわらず、申込みがあっても承諾しません。

3 令和5年7月31日までに利用された第2種オープンコンピュータ通信網サービス

のご利用料金の料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた第2種オープンコンピュータ通信網サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（令和5年8月9日 OCN第001945号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年9月1日から実施します。

附 則（令和5年10月13日 OCN第005053号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年11月15日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（令和5年11月16日 OCN第006056号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年11月22日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

附則別表

1 料金額

1-1 利用料

(1) タイプ1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン7	基本額 (月額)	800円 (880円)
	加算額 (1分までごとに)	10円 (11円)
備考		
1 当社は、タイプ1-3 (旧OCN DreamAirH “オプションからの移行プラン”) から移行してきた第2種契約に限りこの表に定める基本額から300円 (330円) を減額して適用します。		

1-2 定額利用料

(1) タイプ2のもの

ア コース1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	1,950円 (2,145円)
備考	
1 当社は、タイプ2-2 (旧OCN Sphere Xpert ADSLからの移行プランをいいます。) から移行してきた第2種契約に限り、この表に定める金額から150円 (165円) を減額して適用します。	
2 当社は、タイプ2-3 (旧OCN Dream ナイスドリーム又は旧OCN Dream ナイスドリーム (法人) からの移行プランをいいます。) から移行してきた第2種契約に限り、この表に定める金額から220円 (242円) を減額して適用します。	
3 当社は、タイプ2のプラン1-2 (次表に掲げる旧プランからの移行プランをいいます。) から移行してきた第2種契約に限り、次に掲げる金額を減額して適用します。	
(1) 第1種ドットフォン契約を締結しているとき 830円 (913円)	
(2) 第1種ドットフォン契約を締結していないとき 次の表の左欄の減額適用を受けていた者は、同表の右欄の減額を適用する。	
区 分	減 額
旧とんとんみ〜ADSLモア 旧OCN for ヴィパレット あいびいらんど (個人) 旧OCN for ヴィパレット あいびいらんど (法人) 旧OCN for ヴィパレット スーパーADSL 旧OCN for ヴィパレット ADSLセキュア 旧OCN for ヴィパレット ADSLセキュアプラス	950円 (1,045円)
旧とんとんみ〜ADSL8M 旧OCN for MEGAX フレッツプランADSL 旧OCN for QUOLIA フレッツADSLプラン 旧OCN for QUOLIA フレッツADSLプラン IP電話セッ	1,094円 (1,203.4円)

ト	
旧とんとんみ～ADSL1.5M	1,150円 (1,265円)
旧OCN for ヴィパレット フレッツADSLアクセス	

- (2) タイプ3のもの
ア コース1のもの
(ア) メニュー1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン2	950円 (1,045円)
プラン7	1,500円 (1,650円)

備考

- 1 当社は、プラン2について、タイプ3のコース1のプラン2-3（旧OCN for とんとんみ～ とんとんみ～Bマンション又はOCN for ヴィパレット Bフレッツアクセス（マンション/ワイヤレスタイプ）からの移行プランをいいます。）又はタイプ3のコース1のプラン5-2（OCN for とんとんみ～ とんとんみ～光プレミアムマンション又はOCN for ヴィパレット フレッツ・光プレミアムアクセス（マンションタイプ）からの移行プランをいいます。）から移行してきた第2種契約に限りこの表に定める金額から110円（121円）を減額して適用します。
- 2 当社は、プラン2について、タイプ3のコース1のプラン6（旧OCN for QUOLIA Bフレッツプラン マンションタイプ又はOCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン マンションタイプ）からの移行したものに限りです。）であって第1種ドットフォンの契約がない第2種契約に限りこの表に定める金額から217円（238.7円）を減額して適用します。
- 3 プラン7は、東日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1に係るI P通信網サービスに無線アクセス装置を接続し無線アクセス方式を用いた符号伝送を可能とするサービスを一括して提供するものをいいます。
- 4 当社は、2024年9月30日をもってプラン7に係る契約を解除します。
- 5 当社は、プラン7についての申込み並びに細目及び区分の変更の請求を承諾しません。
- 6 プラン7は、IPv6（IPoE）タイプによる通信を行うことはできません。
- 7 プラン7は、特定ダイヤルアップ回線による通信を行うことはできません。
- 8 プラン7は、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）に規定する付加機能を提供しません。
- 9 プラン7は、電子メールは1契約につき1のメールアドレスとし、第2種契約者は、追加の請求を行うことはできません。
- 10 プラン7は、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-1（適用）の（「安心

セレクトパック」の取扱いに係る定額利用料の適用)及び(第2種契約の取扱いに係る利用料、定額利用料及び付加機能利用料の適用)に規定する減額を適用しません。

- 11 プラン7は、最低利用期間があります。
- (ア) 最低利用期間は、プラン7の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から36料金月とします。
- (イ) 第2種契約者は、(ア)に規定する最低利用期間内にプラン7の契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、違約金5,000円(不課税)を支払っていただきます。
- 12 当社は、共通編第15条(当社が行うIP通信網契約の解除)又は共通編第26条(利用停止)に定めるところによりプラン7の契約の解除又は利用停止を行ったとき、その第2種契約者の氏名、住所等を特定協定事業者へ通知します。
- 13 当社は、特定協定事業者からプラン7に係る光アクセス回線又はその光アクセス回線契約が必要となるサービスについて、契約の解除又は利用停止の届出があったとき又はその事実を知ったときは、プラン7の契約の解除又は利用を停止します。

(イ) メニュー2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	1,980円(2,178円)
プラン2	1,240円(1,364円)
備考	
1 プラン1は、タイプ3-2のプラン1(旧OCN Sphere Expert Hikari(Bフレッツ ニューファミリータイプ/ファミリータイプ)からの移行プランをいいます。)から移行してきた第2種契約を含みます。	
2 プラン1は、タイプ3のプラン1-2(旧OCN Dream ナイスドリーム Bフレッツオプション(ニューファミリータイプ、ファミリー100タイプ)からの移行プランをいいます。)から移行してきた第2種契約を含みます。	
3 当社は、プラン1について、タイプ3のコース1のプラン1-3(旧OCN for とんとんみ〜 とんとんみ〜Bファミリー、旧OCN for ヴィパレット ファミリー100セキュア、旧OCN for ヴィパレット ファミリー100セキュア、旧OCN for ヴィパレット ファミリー100セキュアプラス、旧OCN for ヴィパレット ファミリー又は旧OCN for ヴィパレット Bフレッツアクセス(ファミリータイプ)からの移行プランをいいます。)から移行してきた第2種契約に限りこの表に定める金額から780円(858円)を減額して適用します。	

- 4 当社は、プラン1について、タイプ3のコース1のプラン4-2（旧OCN for とんとんみ〜 とんとんみ〜光プレミアムファミリー又はOCN for ヴィパレット フレッツ・光プレミアムアクセス（ファミリータイプ）からの移行プランをいいます。）から移行してきた第2種契約に限りこの表に定める金額から880円（968円）を減額して適用します。
- 5 当社は、プラン1について、タイプ3のコース1のプラン6（旧OCN for MEGAX フレッツプランB、旧OCN for QUOLIA Bフレッツプラン ファミリー100タイプ、旧OCN for QUOLIA Bフレッツプラン IP電話セット ファミリー100タイプ、旧OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン ファミリータイプ、旧OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン IP電話セット ファミリータイプから移行したものに限り。）から移行してきた第2種契約に限り次に掲げる金額を減額して適用します。
- (1) 第1種ドットフォン契約を締結しているとき
599円（658.9円）
- (2) 第1種ドットフォン契約を締結していないとき
880円（968円）
- 6 当社は、プラン1について、タイプ3のコース1のプラン6（旧OCN for ヴィパレット マンションセキュアから移行したものに限り。）から移行してきた第2種契約に限りこの表に定める金額から599円（658.9円）を減額して適用します。
- 7 当社は、プラン1について、タイプ3のコース1のプラン6（旧OCN for QUOLIA Bフレッツプラン マンションタイプ又はOCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン マンションタイプから移行したものに限り。）であって第1種ドットフォンの契約がある第2種契約に限りこの表に定める金額から599円（658.9円）を減額して適用します。
- 8 プラン2は、タイプ3-2のプラン2（旧OCN Sphere Expert Hikari（Bフレッツマンションタイプ用）からの移行プランをいいます。）から移行してきた第2種契約を含みます。
- 9 プラン2は、タイプ3のプラン2-2（旧OCN Dream ナイスドリーム Bフレッツオプション（マンションタイプ）からの移行プランをいいます。）から移行してきた第2種契約を含みます。

(3) タイプ5のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	700円（770円）
備考	
1 タイプ5は、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り。））第3条（オープンコンピュータ通信網サービスの種類）の表の1の規定にかかわらず、DSL回線及び光アクセス回線を使用してボイス伝送モード（符号及び音響の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるものをいいます。）の通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するものをいいます。	

2 当社は、NTTコム(IP通信網サービス契約約款)に定める第2種ドットフォン契約を締結する場合であって、次の事業者が提供する「AQStageコールS接続プラス」又はNTT西日本-沖縄が提供する「とんとんみ〜接続プラス」の契約者以外からの申込みを承諾しません。

事業者の名称	契約の種別
株式会社NTT西日本-関西 株式会社NTT西日本-みやこ 株式会社NTT西日本-兵庫 株式会社NTT西日本-東海 株式会社NTT西日本-静岡 株式会社NTT西日本-岐阜 株式会社NTT西日本-三重 株式会社NTT西日本-北陸 株式会社NTT西日本-中国 株式会社NTT西日本-東中国 株式会社NTT西日本-山口 株式会社NTT西日本-四国 株式会社NTT西日本-九州 株式会社NTT西日本-中九州 株式会社NTT西日本-南九州	「AQStageコールS接続プラス」契約
株式会社NTT西日本-沖縄	「とんとんみ〜接続プラス」契約

3 第2種契約者は、NTTコム(IP通信網サービス契約約款)に定める第2種ドットフォンサービス(以下、この備考において「第2種ドットフォンサービス」といいます。)に係る通信以外は、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))料金表第1表第1(利用料金)1-2-5(付加機能利用料)の規定にかかわらず利用することができません。

4 第2種ドットフォンサービスの廃止に伴い、第2種契約も廃止されます。

5 第2種契約の廃止に伴い、第2種ドットフォンサービスも廃止されます。

6 別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))料金表通則に規定する(高額利用割引)、料金表第1表第1(利用料金)1-1(適用)に規定する(優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用)の減額を適用しません。

1-3 電子メールの利用の場合の利用料

区 分	単 位	料 金 額
電子メールの利用	メールアドレス1ごとに月額	100円(110円)

備考

1 当社は、次表に掲げる第2種契約に限りこの表に定める料金額を適用します。ただし、平成23年6月20日以降に追加したメールアドレスについては、この表に定める料金額は適用しません。

タイプ2のコース1(タイプ2-2(OCN Sphere Expert ADSLからの移行プランをいいます。)から移行してきた第2種契約に限ります。)

タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1(タイプ3-2のプラン1(O

CN Sphere Xpert Hikari (Bフレッツ ニューファミリータイプ/ファミリータイプ用)からの移行プランをいいます。)から移行してきた第2種契約に限ります。)

タイプ3のコース1のメニュー2のプラン2 (タイプ3-2のプラン2 (OCN Sphere Xpert Hikari (Bフレッツマンションタイプ用)からの移行プランをいいます。)から移行してきた第2種契約に限ります。)